

小牧市役所本庁舎食堂等出店者選定プロポーザル実施要綱

〔令和 8 年 3 月 3 1 日〕
〔7 小資管第 3 4 3 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市役所本庁舎に設置する食堂等での営業業務について、最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、小牧市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）にある食堂等での営業の業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 次に掲げる措置を受けていない者

ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号）に基づく指名停止の措置

イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(4) 国税及び地方税の滞納がない者

(5) 愛知県内に営業所を有し、食堂又は喫茶店を営業している法人又は個人で、令和 8 年 4 月 1 日現在 1 年以上の飲食業の経営実績を有するもの

- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可
その他飲食店の営業に係る必要な許可を有しており、本庁舎において
食堂等の営業に必要な営業許可が受けられる見込みがある者
 - (7) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法令に基づく許可の取消し
等の処分を過去1年間受けていない者
 - (8) 小牧市の食堂等の運営方針に協力し、良質な食事を低廉な価格で提
供できる者
 - (9) 業務に起因する全ての事故及び苦情に対し、自らの責任において速
やかに対応することができ、かつ相応の補償能力がある者
- （公募の公告）

第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、
条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告をする
ものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームペ
ージで公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び技術提案
書その他の提出書類（以下「技術提案書等」という。）を市長が指定する
日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により技術提案書等の提出を受けた時は内容を確
認の上、適当と認めるときは受領書に必要事項を記入し、プロポーザル
に参加しようとする者へ交付するものとする。

（提出者の公表）

第6条 市長は、参加表明書を提出した者（以下「提出者」という。）を
前条の市長が指定する日後、速やかに市ホームページ等において公表す
るものとする。

（最適者の特定）

第7条 市長は、技術提案書等について、別に定める評価基準に基づき、
審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者
1者を選定させ、及びその結果を報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するもの
とする。

3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に

対してはその旨を、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問い合わせ及び異議の申し立ては一切できないものとする。

(最適者及び次点者の公表)

第8条 前条第2項の規定により特定された最適者及び次点者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続について必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条の規定による公表をもって、その効力を失う。